

2010年11月4日

放送倫理・番組向上機構
放送と人権等権利に関する委員会
委員長 堀野 紀 殿

株式会社テレビ朝日

委員会決定に対する当社の対応と取り組みについて

2008年12月23日放送の当社番組「報道ステーション」にかかわる「上田・隣人トラブル殺人事件報道」事案で、放送と人権等権利に関する委員会は、2010年8月5日、報道内容について「主要な部分において真実であり、または真実と信じるにつき相当の理由があった」として「名誉毀損に当たらず、その他の違法もない」と判断されました。一方で、取材と放送の仕方において「本件被害者と申立人ら遺族の名誉と生活の平穏に対する十分な配慮に欠ける点があった」として「放送倫理上問題がある」と判断されました。

以下、決定を受けての当社の対応と取り組みについてご報告いたします。

1. 広報および放送対応

委員会決定を受けて、当社は「委員会の決定内容を真摯に受け止め、今後の取材と放送に活かしてまいります」とのコメントを公表しました。

委員会決定の内容については、通知を受けた8月5日夕方の「スーパーJチャンネル」で、申立人のコメントおよび当社のコメントと合わせて放送しました。また、当該番組である「報道ステーション」では、決定内容と申立人コメント、当社コメントを放送した上で、キャスターが「被害者、遺族の方々に十分に心配りが出来た上での放送か、強く意識して、日々また事件報道を続けてまいります」と述べました。翌8月6日朝の「やじうまプラス」内「ANNニュース」および9月5日早朝の「はい！テレビ朝日です」でも、決定内容と申立人コメント、当社コメントを放送しました。

2. 社内での報告・周知等

当該の「報道ステーション」では、通知を受けた当日の番組放送終了後、スタッフ全員を集めて、担当部長とプロデューサーが決定の趣旨と内容、取材・放送における問題点を説明しました。

報道局では、委員会決定翌週の8月12日、局内各部・各番組の担当部長とプロデューサーらを集めた会議で、放送内容を視聴した上で、決定内容と当社の対応、今後の検討課題等について詳細な説明を行い、それぞれの部署でも委員会決定について話し合いを行うよう呼びかけました。また、8月27日の系列各局の報道デスクを集めた会議でも、放送内容を視聴した上で、決定内容の説明を行いました。

この他、8月17日に、社内常設の放送倫理に関する会議で当社のBPO連絡責任者が、8月31日には、局長会で報道局長が、それぞれ決定内容と当社の対応を報告しました。さらに、9月17日に開かれた当社の放送番組審議会でも、社長からも報告を行いました。

10月8日には、放送と人権等権利に関する委員会の山田健太委員を当社に招き、セミナーを開催しました。約2時間にわたるセミナーには、報道局を中心に社員・社外スタッフら約70人が参加し、放送内容を改めて視聴した上で、山田委員から今回の決定に至る委員会の審理や論点について説明を受けました。その後、山田委員と当該番組の担当者らセミナー参加者が質疑や意見交換を行い、今回の委員会決定についての理解を深めました。

3. 今後に向けた取り組みについて

2009年に放送と人権等権利に関する委員会からの勧告を受けて設置した報道局の「危機管理プロジェクト」の9月10日の会合で、これまでの社内の会議や各部署での議論の内容を踏まえて、今後の事件報道にあたっての取材・放送上の課題について話し合いました。

最大の課題は、今回の事例のようなケースで、被害者側にどのような取材をすべきだったか、取材ができないとすればどのように放送すべきだったか、あるいは放送すべきではなかったかでした。今回の事例に限らず、取材を拒否したり自粛を求めたりする人は増加しております。そうした中で、利害関係者に行き届いた取材をするためにはどのようにすべきかという根本的な問題を含んでいるからです。

会合で、出席者からは、現場では決定内容に対して一部困惑や不満の声があがっているとの報告がありました。その一方で、委員会決定も報道内容が主要な部分で真実であることを認めており、萎縮する必要はないとの意見も出されました。また、遺族への取材はケースバイケースで判断するしかなく、一律の回答はない、今回は被害者側へのアプローチがなかったのが反省点、被害者の自宅に手紙を残すなどの方法もあった、事件の検証モノの企画では、遺族に接触できた段階で取材をスタートさせているものもあるなど、さまざまな報告や

意見が出されました。他方、申立人が申立書に記載していない内容が委員会決定に申立人の主張として記述されていることへの疑問や、こうした場合に局の見解を述べる機会がないという意味で、事実上の一審制となっている審理のあり方への懸念が改めて出されました。こうした議論を経て、日々事件取材に携わる現場として、今回の委員会決定を真摯に受け止め、今後の取材・放送に生かしていくことを確認しました。

事件報道に際して、犯罪被害者やその家族から取材の自粛等を求めるような意思表示があった場合は、被害者や家族の心情に配慮して、取材を控えることを原則としてきました。今回の事例を踏まえて、取材活動については、取材時期や取材内容を勘案しつつ、その都度検討していきたいと考えております。

今後、報道において正確性、公平性の確保に留意して真実を追求することはもとより、被害者等の名誉と生活の平穏を害することのないよう、社内の研修等で徹底していきたいと考えております。

以上、今回の委員会決定を受けての当社の対応と取り組みをご報告いたします。